



特集

有害鳥獣から農業を守るために

● 問合先 農業振興課営農流通係 (☎③2557)

手塩にかけて育て、ようやく収穫時期を迎えた農作物が、一夜にして食い荒らされました。田や畑が掘り起こされたり荒らされたりして壊滅状態。これからどうしたらいいか分かりません。

このようなことが、市内でも実際に起きています。

皆さんは、イノシシなどの有害鳥獣が、わがまちの農業の存続を脅かすほどの存在であり、農作物などに多大な被害を加えていることを知っていますか。その有害鳥獣を退治してくれる人たちがいること、また、有害鳥獣が年間どのくらい捕獲されているか知っていますか。

市では、有害鳥獣からわがまちの農業を守るため、さまざまな対策を講じています。今回の特集では、『農業を守る』との使命感のもと、有害鳥獣の駆除に向き合う市猟友会の活動などを通して、有害鳥獣からわがまちの農業を守るために私たち一人一人が、何ができるかを考えます。

有害鳥獣とは

■有害鳥獣の種類

有害鳥獣とは、人や農作物、家畜などに被害を与える野生動物をいいます。市が対策を行う対象となる有害鳥獣は、『伊万里市有田町鳥獣被害防止計画』に定めていて、イノシシ、サル、アライグマ、アナグマ、タヌキ、カラス類、ドバト、カモ類、バン、サギ類を指定しています。

■有害鳥獣の被害

有害鳥獣は、梨やぶどう、水稲などさまざまな農作物に被害をもたらします。平成24年度から27年度の合計で被害面積439.7ha、被害量690.7t、被害金額は1億4591万8000円にも上ります【表1】。

有害鳥獣ごとの割合では、イノシシによる被害が全体の65.5%と最も多く、次いでカラス(22.9%)、アライグマ(5.0%)の順となっています【表2】。さまざまな被害が後を絶たず、市の農業にとって、有害鳥獣による被害を防ぐ取り組みが急務となっています。



年度	実被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
H 24	131.4	204.8	47,262
H 25	119.6	193.8	47,809
H 26	89.1	124.4	22,987
H 27	99.6	167.7	27,860
計	439.7	690.7	145,918

【表1】市内の有害鳥獣による農作物被害

種類	実被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害割合 (%)	作物名など
イノシシ	41.7	115.6	18,263	65.5	水稲、果樹、野菜
カラス	35.0	34.0	6,367	22.9	果樹、野菜
アナグマ	5.3	4.1	710	2.5	果樹、野菜
アライグマ	12.0	8.7	1,402	5.0	果樹、野菜
スズメ	0.9	1.8	286	1.0	果樹
タヌキ	4.7	3.5	832	3.0	果樹、野菜
計	99.6	167.7	27,860	99.9	

【表2】市内の平成27年度の有害鳥獣別被害の内訳

※被害割合の計が100%にならないのは端数処理の関係

生産者を悩ませる農作物の被害



イノシシに掘り起こされたサトイモ



イノシシに食害されたカボチャ



イノシシに荒らされた水田



カラスに食害された梨

目撃情報を集めています

ニホンジカは全国的に生息数が増えており、自然植生や農業への被害が問題になっています。

ニホンジカを目撃したら、下記まで通報してください。



◆農山漁村整備課林務水産係
(☎232591)

◆農業振興課営農流通係
(☎232557)

※確認した日時、場所、頭数、性別、成獣か幼獣かなどを分かる範囲で教えてください。

農作物を守る救世主 市猟友会と市有害鳥獣捕獲隊

■ 猟友会と有害鳥獣捕獲隊

有害鳥獣による被害を防ぐ
取り組みの中で特に重要な役
割を果たすのが、駆除対策です。

それを一身に担うのが、『市
猟友会（会長 前田幸彦さん、会
員数105人）』と『市有害鳥
獣捕獲隊』の活動。市猟友会
は、狩猟免許を持つ人などで
組織され、有害鳥獣駆除期間
（平成29年度は5月1日～2月
28日）に各地区で銃猟やわな
猟により有害鳥獣を駆除する
活動などを行っています。また、
狩猟免許を持ち捕獲活動がで
きる市猟友会の会員の中から
12人を『市有害鳥獣捕獲隊』
として市が任命し、捕獲活動や
パトロール活動をしています。



↑市有害鳥獣捕獲隊辞令交付式の様子

■ 捕獲隊の活動内容

① 緊急出動（年間約50件）

生産者や市民からの目撃情
報や被害情報を受け、有害鳥
獣が出没する農地などへ出動
します。イノシシは主に箱わ
なを使って捕獲しますので、
近くの猟友会会員に連絡し、
わなを設置してもらいます。
また、果樹園などでのカラス
の追い払いを行い、園地に近
寄りにくい環境を作ります。

② 集落パトロール（年間24回）

ワイヤーメッシュなどの侵
入防止柵の点検を行うこと
で、有害鳥獣の侵入口を早期
に発見し、被害を未然に防ぎ
ます。また、隠れ家となるや
ぶや、餌付けとなる田畑に廃
棄された果樹などを確認し、
有害鳥獣が近寄りにくい環境
を作ります。

■ 捕獲実績

市の猟友会会員による有害
鳥獣の捕獲実績は、イノシシ
が最も多くなっている、平成
28年度は過去最高の4523
頭【表3】。10月にはひと月で
1300頭以上が捕獲されて
います。

年度	イノシシ (頭)	アライグマ (頭)	アナグマ (頭)	タヌキ (頭)	カラスなど (羽)	ドバト (羽)	備考
H 24	3,057	149	105	136	452	32	
H 25	3,835	138	101	343	135	-	
H 26	3,303	181	55	189	172	-	その他サル1頭
H 27	3,825	156	68	71	181	-	
H 28	4,523	172	135	91	502	-	カラスなどにカモ1羽含む

※ 駆除期間は、H 24は10月末まで、H 25～H 28は2月末まで

【表3】市内の有害鳥獣捕獲頭数の推移

■ とても大変な捕獲作業

イノシシは警戒心が強く、
身の危険を感じたら人を襲う
こともあり得ます。実際に捕獲
作業の時に襲われ、けがをし
た猟友会会員もいます。ま
た、捕獲後は殺処分をします。
『有害鳥獣とはいえ相手は生
き物。かわいそうになり躊躇
するが、これ以上被害を出さ
ないためにやむをえず処分し
なければならぬ』という苦
悩とも闘わなければなりません。
さらに、中には100キ
ロを超える巨体を埋設しなけれ
ばならず、一連の捕獲作業は
とても大変です。

■ 減り続ける捕獲作業従事者

市猟友会の会員数は年々
減り続け、平成28年度では
105人になっています。ま
た、会員の平均年齢も62・2
歳と、年々上がってきていま
す。捕獲には技術が必要であ
り、熟練者から捕獲技術を継
承しなければなりません。捕
獲技術を持つ会員がこのまま
減少していくと、捕獲できる
頭数が減ってしまい、有害鳥
獣による被害が拡大してしま
う可能性があります。そう
ならないように、捕獲作業従
事者を育成していくことが急務
となっています。

狩猟免許（わな猟）

新規取得者を支援します

◆ 狩猟免許試験補助制度

- 対象者 平成29年4月1日現在で65歳以下の人
- 補助金額 上限5万円
- 申込期限 7月7日（金）
- 申込・問合せ先 農業振興課営農流通係
(☎☎2557)

◆ 狩猟免許試験

- 試験日・試験会場
▷ 7月20日（木）唐津市
▷ 8月6日（日）佐賀市
※ 詳しくは佐賀県ホームページで確認してください。
- 申込期限 試験日の3週間前
- 申込・問合せ先 伊万里市猟友会 (☎☎8837)

◆ 注意事項

- ▷ この制度により狩猟免許を取得した人は、3年以上は有害鳥獣の駆除に取り組んでもらう必要があります。

捕獲隊の活動（集落パトロール）

■集落パトロール

さまざまな苦労がある有害鳥獣捕獲隊の活動。今回はその活動の一環である集落パトロールを紹介します。4月9日、南波多町内で行われた集落パトロールに同行しました。

もし、イノシシなどがわなにかかっていた場合は設置者に報告します。

【農道などの被害状況確認】

有害鳥獣の被害は田や畑だけでなく、農道などにも及びます。この日は、イノシシによって荒らされて崩れたと思われる法面の状況が確認できました。石などが道路にまで転がり、危険な状況でした。



イノシシによって崩れた法面

【民の設置状況の確認】
猟友会の会員によって仕掛けられた箱わなを確認します。



仕掛けられた箱わな

【生息地や生息の痕跡を確認】

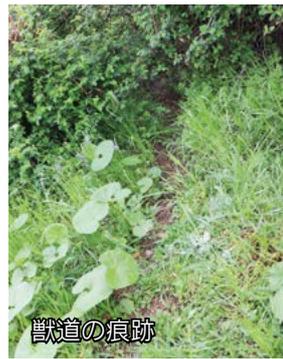
有害鳥獣の隠れ家や痕跡などが確認できます。この日は、イノシシが巣を作りそうな場所や、通った跡とみられる獣道が確認できました。このパトロール結果を猟友会員や市などと共有し、わな設置などの対策に役立てます。



生息地を確認

【住宅地で活動を行うことも】

捕獲隊の活動は、農地や山間部の農作物被害に対するものだけではなくあります。イノシシなどが住宅地に出没して、人に危害を加える恐れもあります。学校の運動場に出没し、子どもたちが危険にさらされるかもしれません。そのようなことがないよう、イノシシの生息を熟知した捕獲隊がパトロールを行い対策を講じています。また、万が一出没した場合には、緊急出動して捕獲などの対応を行います。捕獲隊は、農作物などの生産者のみならず、私たちの安全も守ってくれています。



獣道の痕跡



イノシシが巣を作りそうな場所を確認

—— 猟友会・捕獲隊は、市民の皆さんの安全を守るために活動しています ——

◆市民の皆さんの要請を受けて、緊急出動します

『サルやイノシシが住宅地や公園に出没した』、『アライグマが住み着いている場所がある』など目撃された場合は、市農山漁村整備課（☎2591）や猟友会事務局（☎8837）まで通報をお願いします。

◆定期的に市内をパトロールしています

イノシシが田畑や農道を掘り起こすなどの被害が甚大な地域や、梨やみかんなどの果樹やカボチャ、イモなどの作物被害がひどい時は、駆除要請をお願いします。

◆カラスの駆除にも努力しています

カラスは利口なため、『カラス檻おり』を設置して駆除を進めています。農業者などでカラス被害に困っている場合は、連絡をお願いします。

◆猟友会・捕獲隊の活動に理解と協力をお願いします

猟友会の会員や捕獲隊の隊員は、市民の皆さんの安全を守り、農作物被害を減らすために雨や雪の日などでも日夜活動しています。有害鳥獣の捕獲には市などから報償金が出ますが、報償金目的の活動だと思われることが私たちにとって一番悲しいことです。また、箱わななどが土地所有者の許可なく設置されて迷惑をおかけしている場合は、撤去しますので連絡をお願いします。



市有害鳥獣捕獲隊隊長 武重 道隆 さん
(市猟友会副会長)

有害鳥獣対策に重要な3つのポイント

①防除対策

国の補助事業を活用して、中山間地の農地を中心に電気牧柵やワイヤーメッシュ柵を設置し、被害防止に努めています。有害鳥獣も生きていくために必死です。知恵を働かせ、何とかして柵の中に侵入して中の農作物を食べようとします。設置後の管理がとて重要です。



有害鳥獣の侵入を防ぐワイヤーメッシュ柵

【国の事業を活用した侵入防止柵の導入】

市、有田町、伊万里市農業協同組合などで組織する伊万里有田地区有害鳥獣対策協議会では、国の事業を活用し、電気牧柵やワイヤーメッシュ柵などの侵入防止柵の導入を推進しています。詳しくは農業振興課または伊万里市農業協同組合営農振興課(☎③5560)に問い合わせてください。

②棲み分け対策

見通しが悪い林ややぶは、有害鳥獣の隠れがになりやすく、また、捨てられた生ごみ、放任果樹などがある場合は、格好の餌場になります。このため、『有害鳥獣の隠れ家や餌場をなくす』といった生息地の管理が必要です。



有害鳥獣の餌になってしまった畑に放置された農作物

③駆除対策

有害鳥獣を駆除するには、狩猟免許が必要です。市では、猟友会の協力を得て、有害鳥獣の駆除対策に取り組んでいます。市のイノシシ捕獲頭数は、県内でも多い数字です。駆除を行うにあたり、殺処分や埋設などに大変な労力を必要とする中で、駆除従事者は、生産者のため、農作物を守るために尽力しています。市民のみなさんの理解と協力をお願いします。また、駆除従事者の高齢化が進む中、農作物被害を減少させるためには、駆除従事者の確保が急務となっています。



農業振興課
営農流通係
係長 貞方 聡郁

生産者や集落における対策を再確認し、『農作物は自ら守る』という意識を持ち、地域全体で有害鳥獣対策に取り組みましょう。

『防除対策』については、現在設置している侵入防止柵の管理がうまくいっているかどうか、日頃のチェックをお願いいたします。『棲み分け対策』は、ちょっとした心がけですぐに実践できますので、協力をお願いします。また、侵入防止柵の導入や狩猟免許の取得については、補助制度がありますので、ぜひ活用してください。

■私たちができること
市猟友会や捕獲隊は、私たちの安全や生産者、農作物を守るために日々活動しています。しかしそれだけでは有害鳥獣による被害をなくすことはできません。私たち市民全員が理解と意識を高め、互いに協力し、地域ぐるみで有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりをしなければなりません。

具体的には、タヌキやアライグマなどに餌付けをしないことや、出荷できない規格外の農作物などを畑に放置したままにしないことなど、ちょっとした心がけで出来ることがあります。私たちが安心して生活できるように、農作物を安心して作ることができるよう一人一人が取り組んでいきましょう。

生産者の声

私たち生産者は、毎日愛情を込めて農作物を育てていますが、その農作物がイノシシなどに荒らされてしまうと、とても辛い気持ちになります。

被害を食い止めるための対策はしていますが、有害鳥獣を駆除しなければ、被害がなくなることはありません。猟友会・捕獲隊の皆さんには、農作物を守っていただき大変感謝しています。

今後も生産者と猟友会・捕獲隊の皆さんとが手を取り合い、有害鳥獣による被害を減らしていければと思います。



米農家
草場 政治郎 さん
(黒川町奥野)

地域や関係機関と一体となった取り組みを進めます

市では、有害鳥獣の対策に、猟友会や捕獲隊などの関係機関と一体となって取り組んでいます。地域住民と一緒に有害鳥獣が出没する箇所の確認などのパトロールを行い、個々の農家や、地域ぐるみでの有害鳥獣対策意識の向上を目指します。

有害鳥獣対策を効果的に進めるためには、『防除対策』、『棲み分け対策』、『駆除対策』の3つの対策を総合的に実施していく必要があります。